

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

県本部各課長 殿  
県下各警察署長

宮本少第114号  
令和3年2月19日  
宮城県警察本部長

少年補導員活動要綱の一部改正について（通達）

少年補導員については、「少年補導員活動要綱の一部改正について（通達）」（平成31年2月22日付け宮本少第120号）により運用しているところであるが、この度、少年補導員活動要綱の一部を別添のとおり改正したので通達する。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

被害少年サポーターの廃止に伴い、文言の整理、別記様式の改正等所要の整備を行った。

2 施行期日

令和3年4月1日

## 別添

### 少年補導員活動要綱

#### 1 趣旨

この要綱は、少年の健全な育成のための活動を行う少年補導員の委嘱及び活動要領等について必要な事項を定めるものとする。

#### 2 用語の定義

この要綱において「少年」、「非行少年」、「不良行為少年」、「被害少年」、「要保護少年」又は「保護者」とは、それぞれ少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条に規定する少年、非行少年、不良行為少年、被害少年、要保護少年又は保護者をいう。

#### 3 委嘱等

(1) 少年補導員は、少年補導員推薦書（別記様式第1号）により推薦された者の中から、次の要件を具備している適格者を選定するものとする。

ア 原則として警察署単位の管内に居住又は勤務していること。

イ 当該地域の実情に精通していること。

ウ 少年の健全育成に対する熱意を有していること。

エ 健康で活動力を有し、原則として満年齢70歳未満であること。

オ 高い人格識見を備え、社会的信望を有すること。

(2) 少年補導員を選定する場合は、次の事項に配慮すること。

ア あらかじめ地区防犯協会、少年関係機関・団体等の意見を聴くこと。

イ 一定地域の居住者又は特定の職域階層者に偏らないようにすること。

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の少年指導委員と兼職できること。

(3) 前記(1)の規定により選定された適格者について、当該地域を管轄する警察署長及び地区防犯協会連合会長（以下「地区防連会長」という。）が連名でこれを委嘱するものとする。

(4) 前記(3)の規定による少年補導員の委嘱は、委嘱状（別記様式第2号）及び少年補導員証（別記様式第3号）を交付して行うものとする。

(5) 少年補導員を委嘱したときは、その都度、少年補導員名簿（別記様式第4号）に登載するとともに、少年補導員カード（別記様式第5号）を作成して原本を警察署に備え付けるものとし、少年補導員名簿の写しを生活安全部少年課に送付するものとする。

(6) 委嘱替えなどにより、不要になった少年補導員カードについては、解嘱後1年間保存し、以後廃棄するものとする。

#### 4 任期、解任等

(1) 少年補導員の任期は、2年とする。ただし、補充のために委嘱されたときの任期は、前任者の残任期間とする。

- (2) 少年補導員は、再委嘱することができる。
- (3) 警察署長及び地区防連会長は、少年補導員がその任に堪えないと認められる事情が生じたときは、その委嘱を解くことができる。
- (4) 前記(3)の規定により、委嘱を解く場合は、少年補導員解嘱上申書（別記様式第6号）により上申を受け、行うものとする。
- (5) 少年補導員は、任期が満了し、又は委嘱を解かれたときは、少年補導員証を警察署長に返納するものとする。

## 5 定数

少年補導員の定数は、警察署別少年補導員定数（別表）に規定する員数とする。

## 6 任務

少年補導員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 非行少年及び不良行為少年の発見及び補導に関すること。
- (2) 被害少年、要保護少年の発見及び保護に関すること。
- (3) 少年相談に関すること。
- (4) 継続補導に関すること。
- (5) 非行集団の解体補導に関すること。
- (6) 非行集団からの離脱支援に関すること。
- (7) 有害環境の発見及び浄化に関すること。
- (8) 地域社会に対する広報・啓発に関すること。
- (9) 前記(1)から(8)までのほか、警察署長が特に必要と認めた事項

## 7 活動要領等

- (1) 少年補導員は、日常の生活を通じて、犯罪、触法、怠学、家出、飲酒、喫煙、深夜はいかい、不健全娯楽その他自己又は他人の徳性を害する行為に着目して、非行少年等の早期発見に努めるものとする。
- (2) 少年補導員は、前記6の任務に従事した場合、速やかに、当該地域を管轄する警察署生活安全課又は交番若しくは駐在所の警察職員に、事案の概要を通報するものとする。
- (3) 前記(2)の規定による通報を受けた警察職員は、少年補導員連絡票（別記様式第7号）により速やかに警察署長に報告しなければならない。
- (4) 前記(3)の規定による報告を受けた警察署長は、必要に応じて当該事案に関する措置結果、事後の対応策等について、担当警察職員を通じ、当該少年補導員に連絡、助言等を行うものとする。

## 8 活動上の基本的留意事項等

少年補導員の活動は、法的な権限に基づくものではないことを理解し、任務の遂行に当たっては強制にわたることのないよう配慮するとともに、次の事項を基本としてこれに当たらなければならない。

- (1) 少年補導員が前記6の任務を遂行する場合は、確実に少年補導員証を携行すること。

- (2) 健全育成の精神をもって少年の非行防止及び保護活動に熱意を尽くすこと。
- (3) 少年の心理その他の特性に関する深い理解をもって当たること。
- (4) 目的を逸脱して紛議を生ずることのないよう注意するとともに、特に言語及び態度に留意して、少年、保護者その他地域住民の信望と協力が得られるように努めること。
- (5) 少年、保護者その他の関係者に秘密が漏れることの不安を抱かせないように、任務の遂行上知り得た秘密は、その保持に十分な配慮をすることとし、秘密の保持については、少年補導員の任務が解かれた後も同様とする。
- (6) 少年補導員は、少年を取り巻く社会環境について、その実態の把握に努めるとともに、警察、地区防犯協会その他少年の健全育成に向けた各種活動を推進する関係機関、団体等と連絡協調した活動の推進に努めること。

## 9 少年補導員会

- (1) 少年補導員の補導の知識及び技能の向上を図り、少年の健全育成対策の効果的推進方法等について協議検討を行うため、警察署単位に少年補導員会を設置するものとする。
- (2) 少年補導員会は、警察署単位に委嘱している少年補導員をもって構成する。
- (3) 少年補導員会に関する事項は、警察署単位の会則により定める。

## 10 大学生ボランティア等の活用

前記6の任務については、その任務に応じ、効果的な活動を実施するため、大学生ボランティア等を活用することができる。

### 11 報償等

この要綱に掲げる活動に対しては、報償費等を支給することができる。

### 12 災害補償等

少年補導員等の活動に当たって、災害が発生した場合における補償は、「少年補導員団体総合補償保険制度」で定めるところにより取り扱うものとする。

### 13 報告

少年補導員の活動に関する効果的な事例、紛議事案、各種事故等を認知したときは、その都度、概要を書面により即報すること。

別表

### 警察署別少年補導員定数

警察署名	少年補導員数	警察署名	少年補導員数
仙台中央	25	南三陸	11
仙台南	25	古川	30
仙台北	23	遠田	20
仙台東	26	若柳	21
泉	25	築館	20
若林	25	鳴子	16
塩釜	33	加美	19
大和	22	岩沼	23
石巻	34	大河原	29
気仙沼	23	白石	25
佐沼	20	角田	18
登米	11	亘理	15
河北	11	合計	550

年 月 日

警察署長 殿

所 属  
階 級 (氏 名) ㊟

少 年 補 導 員 推 薦 書

次の者は、少年補導員として適任であると認められるので推薦します。

本 籍			
住 所		電 話	
ふりがな 氏 名		男 女	年 月 (日生 歳)
職 業	(勤務先)		
家族関係			
経 歴	最終学歴		
	職 歴 公 職		
	少年補導 関係機関 団体等の 活動経歴		
	賞 罰		
推 薦 理 由			



別記様式第3号

表 面

裏 面

第 号
少年補導員証
写 真
氏 名
生年月日                      年    月    日
委嘱年月日                      年    月    日
( ○ ○ ) 警 察 署 長 印
( ○ ○ ) 地 区 防 犯 協 会 連 合 会 長 印

1 活動に従事するときは、必ずこの証を携帯し、必要があるときは相手方に提示すること。
2 この証を他人に貸与してはならない。
3 この証を紛失又は破損したときは、速やかに警察署長に届出ること。
4 少年補導員でなくなったときは、この証を速やかに返納すること。

備考1 少年補導員証の大きさは、横5.5cm×縦9.0cmとする。

2 写真の大きさは、横2.5cm×縦3.0cmとする。



少年補導員カード

写 真	委 嘱 年 月 日		委 嘱 番 号		
	年 月 日		第 号		
	本 籍				
	住 所				
	職業・氏名				
撮影 年 月	生年月日	年 月 日			
勤務先			電 話	自 宅	
				携 帯 電 話	
少年補導員経歴	委 嘱	年 月 日	少年指導委員との兼職状況	委 嘱	年 月 日
	再 任	年 月 日		再 任	年 月 日
受賞状況	受 賞 年 月 日	種 別	受 賞 要 旨	表 彰 者	
役職経歴	在 任 期 間	役 職 名	在 任 期 間	役 職 名	

別記様式第6号

年 月 日

警察署長 殿

所 属  
階 級 (氏 名) ㊟

少年補導員解嘱上申書

次のとおり、少年補導員の解嘱を上申します。

少年補導員	住 所				
	職 業 ふりがな 氏 名				
	生年月日	年	月	日 ( 歳)	
	委嘱年月日	年	月	日 (初回委嘱	年 月 日)
	上 申 事 由				

別記様式第7号

少年補導員連絡票

少年補導員名				受 理 警察官等名	
連 絡	種 別	犯罪、触法、不良行為、有害環境、その他 ( )			
	年 月 日	年 月 日 午 前 時 分 後			
少 年	氏 名		年 令	年 月 (日生 歳)	
	住 居			職 業 (学校名)	
保 護 者	氏 名		年 令	歳	少年との 続 柄
	住 居			職 業	
連絡の概要					
措置及び結果					
備 考					